

令和元年度野辺地町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この調達方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、野辺地町(以下「町」という)における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達について、契約の公正、経済性の確保及び適正履行を確保し、かつ適正な予算執行に配慮しつつ、障害者の雇用に努め企業及び障害福祉サービス事業者等の受注機会を図り、障害者の雇用及び職業の安定並びに福祉的就労の促進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この方針で使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針は、町の全ての機関が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）に基づき国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目等

町が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

印刷製本、文具、紙製品、木工製品、縫製品、食品類及びその他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

除草業務、清掃業務、スタンプ押し業務、封入業務、クリーニング及びその他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達方針

- (1) 障害者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を各課で共有し、全庁的に同施設からの調達の推進に努めるものとする。
- (2) 各課は、イベント等での記念品、施策周知のための啓発用物品及び印刷物並びに清掃業務等の軽作業及びクリーニング等の役務について、障害者就労施設等の活用を積極的に検討するものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に当たっては、町内の中小企業に十分配慮するよう努めるものとする。

7 調達の目標

当該年度における調達目標は、過去の実績を参考として次のとおり定める。

- | | |
|--------|----------|
| (1) 物品 | 60 千円 |
| (2) 役務 | 5,300 千円 |

8 一括再委託等の禁止

物品等を受注した障害者就労施設等は、原則として当該受注業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

9 当該年度の物品等の行政組織等の調達実績については、原則として、翌年度に調達品目別に公表するものとする。

10 その他

- (1) 町民及び町内の中小企業等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する周知に努めるものとする。
- (2) この調達方針に関する担当窓口は、介護・福祉課とする。

附 則

この調達方針は、令和元年10月1日から適用する。